

## 国際判例紹介 (14)

# カリブ海及び太平洋での海洋境界画定事件 (コスタリカ共和国対ニカラグア共和国) (2018年2月2日国際司法裁判所判決)

下山 憲二  
(海上保安大学校准教授)

### はじめに

本事件は、中米に位置するニカラグアとコスタリカとの間での陸域、領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定をめぐって国際司法裁判所(以下、ICJ)で争われた事件である。本事件の特徴は、両国が西側は太平洋に面し、東側はカリブ海に面しているため、両海域での境界画定を求めた点である。本稿では、1において訴訟に至るまでの事実の背景を整理し、2では判決で示された論点を整理すると共に判決概要を述べ、そして、おわりにで、本事件の論点の一つとなったコーン(Corn)諸島特に小コーン島の法的効果について若干の検討を加えると共に本事件の評価を行う。

### 1 事実の概要

両国は中米に位置し、カリブ海から太平洋にいたるまで陸域で接しており、ニカラグアが北側に位置し、南側にコスタリカが位置している。両国の国境付近にはサン・フアン(San Juan)川がカリブ海に向けて流れ込んでいる。サン・フアン川は、デルタ・コロラド(Delta Colorado)で2本の支流(北側に低サン・フアン川、南側はコロラド川)に分かれている。これらの支流に挟まれた中州はカレロ島と呼ばれ、同島の北部はさらにポルティージョス(Portillos)島と呼ばれている。2010年以降ポルティージョス島北部の一定の地域(約3km<sup>2</sup>)の領有、同地域におけるニカラグアによる浚渫活動及び同地域でのニカラグア軍の駐留をめぐって両国は争ってきた。2015年12月16日に下された「国境地帯においてニカラグアによって実施されたある種の活動」事件判決(以後、2015年判決と略す)

では、ポルティージョス島北部の一部地域に対するコスタリカの主権を認めると共に、ニカラグアによる浚渫活動及び同国の部隊駐留によって、コスタリカの領域主権を侵害したと認定した<sup>1</sup>。しかし、ポルティージョス島北部の残された地域に関する境界画定は未画定であり、領海、EEZ及び大陸棚の境界についても同様であった。

2014年2月25日、コスタリカは、カリブ海及び太平洋における両国の領海、EEZ及び大陸棚の境界画定を求めてICJに提訴した。さらにコスタリカは、2017年1月16日にポルティージョス島北部の陸域の境界画定及びそこに駐留するニカラグア軍の撤退を求めてICJに訴えを提起した。2017年2月2日、ICJは両紛争に共通する要素が多いことから、コスタリカからの要請に応じて、ICJ規則47条に従い両紛争を併合して審理することを決定した。

## 2 判決の概要

### (1) 陸域境界

裁判所は、まずポルティージョス島北部の陸域境界画定について検討する。争点となったのは、同島北部にあるヘッド・ハーバー・ラグーン(Head Harbor Lagoon)とサン・フアン川との間に位置する砂洲の帰属であった。コスタリカは、2015年判決でコスタリカの主権が認められた「係争領域」に同砂洲も含まれると主張したのに対して、ニカラグアは、2015年判決では同砂洲に対する主権は決定されていないままでであると主張した。裁判所は、2015年判決で言及された「係争領域」には同砂洲は含まれていなかったと述べた上で、同砂洲はニカラグアの主権に服すると判断した。また、ニカラグアがポルティージョス島北部の海岸に設置した軍事キャンプについて、裁判所は、ニカラグアが主権を有する砂洲には含まれない海岸に同キャンプが設置されていると認定した。その結果、コスタリカの主権への違反を宣言し、かつ、ニカラグアに対する同キャンプの撤去を命じることは、適切な回復手段とみなされると結論付けた。

<sup>1</sup> International Court of Justice, Certain Activities carried out by Nicaragua in the Border Area (Costa Rica v. Nicaragua), Judgement, para.229.

## (2) カリブ海側の海洋境界

### ①領海の境界画定

裁判所は、カリブ海の境界画定作業に入る。海洋境界の開始点について、両国はサン・フアン河口の陸上形成物から開始することを求めた。これに対して、裁判所は、本来であれば陸域境界の終結点が海洋境界の開始点であるとしつつも、本件では、サン・フアン河口流域の海外線の不安定性が、砂洲上に海洋境界の開始点を設定することを困難にしているとし、海上で固定点を設定し、そこから海岸上の開始点に連結することが好ましいとした。そして、当該海上の固定点は、当該海岸の不安定性が浸食によるものであることを考慮し、海岸から2海里の海上に設定することが望ましいと判断した。

裁判所は、まず国連海洋法条約15条に従って領海の境界画定を行う。カタル対バーレーン事件で採用された二段階方式に則り、まず、暫定等距離線を設定し、次に暫定等距離線の修正を正当化する関連事情が存在するか否かを検討する。裁判所は、暫定等距離線を設定するに際して、天然の海岸上に位置する基点のみを使用するとし、砂地上よりも安定性が高い陸地上に基点を設置するとした。暫定等距離線の設定に際して、両国海岸が凹凸状であることが中断効果を生むのか及びそれらが関連事情とみなされるか否かが問題となったが、裁判所は、このような海岸の凹凸は限定的な意味しか有しないため、中断効果を生じさせずかつ関連事情ともみなされないと判断した。また、ポルティージョス島北部にあるニカラグアの飛び地については、それがコスタリカの領海の連続性を分断することになることから、当該飛び地から生じるいかなる権原も考慮に入れないと結論付けた。

### ② EEZ 及び大陸棚の境界画定

次にEEZ及び大陸棚の境界画定作業に移る。まず、裁判所は、両国の関連海岸について、両国で考え方に相違はあるものの、対象となる海岸については異論がないことを重視した。その結果、コスタリカ本土の海岸全体が関連しており、ニカラグア本土の海岸は、プンタ・ゴルダ(Punta Gorda)まで関連していると判断した。その結果、コスタリカの関連海岸の全長は228.8kmであり、ニカラグアは465.8kmであって、割合は1対

2.04でニカラグアに有利である。

EEZ及び大陸棚に単一の海洋境界線を設定するにあたり、裁判所は、国連海洋法条約74条及び83条による「衡平な解決」を達成するために、いわゆる三段階方式を採用した。つまり、第一に暫定等距離線を設定し、第二に設定された暫定等距離線の修正を正当化する関連事情が存在するか否かを検討し、そして、第三に当事国の関連海岸の全長と関連海域の面積との間に顕著な不均衡が存在するか否かを確認する。

裁判所はまず、領海の境界画定線の終点から暫定等距離線を設定する。その際、ニカラグア領であるコーン諸島、パルメンタ・ケイズ(Palmenta Cays)という入江及びパクサロ・ボーボ(Paxaro Bovo)という岩に基点を設定するか否かが問題となった。裁判所は、コーン諸島に基点を置くと共に、パルメンタ・ケイズ及びパクサロ・ボーボは、ニカラグアの海岸と不可分であるとみなして、これらの形成物にも基点を置くことを認めた。これらの基点に基づき、暫定等距離線を設定した。

裁判所は次に暫定等距離線の修正を正当化する関連事情が存在するか否かを検討する。その際、コーン諸島の存在及びニカラグアの凹状海岸が問題となった。裁判所は、コーン諸島の限定的な大きさ及び本土からの距離を勘案し、半分効果のみを付与すると判断した<sup>2</sup>。他方で、凹状海岸は重大な中断効果を生じさせず、かつ、コーン諸島への半分効果付与によっても修正されると結論付けた。

最後に、裁判所は当事国の関連海岸の全長と関連海域の面積との間に顕著な不均衡が存在するか否かを確認する。両国の権原が重複する関連海域の範囲について、裁判所は、ニカラグアが面する北部水域とコスタリカが面する南部水域とに分けて検討する。裁判所は、北部水域に関して、コスタリカ海岸から200海里内に位置する海域全体を含むと判断する。次に南部水域について、第三国が権原を主張する海域が存在することから、正確な面積を算定することは不可能であった。そこで裁判所は、ニカラグア対コロンビア事件を引用して、境界画定の目的は衡平な境界画定を達成

<sup>2</sup> 半分効果とは、島にまさに暫定等距離線設定の際に半分の効果が付与することをいう。その方法としては、まず、沖合に位置する島を基点として用いることなく、次に、これを基点として用いることによって、二つの沿岸の間に等距離線を引くことを指す。芹田健太郎「島の領有と経済水域の境界画定」(有信堂高文社、1999年)116頁。

することであり、海域の平等かつ衡平な分配を達成することではないとした上で、関連海域の算定は正確である必要はないと結論付けた。その結果、関連海域は、コスタリカで30,873km<sup>2</sup>である一方で、ニカラグアで73,968km<sup>2</sup>である。面積比は、1:24でニカラグアに有利である。また、海岸線の長さの比率(1:204でニカラグアに有利)は、「顕著な不均衡」を示すものではない。

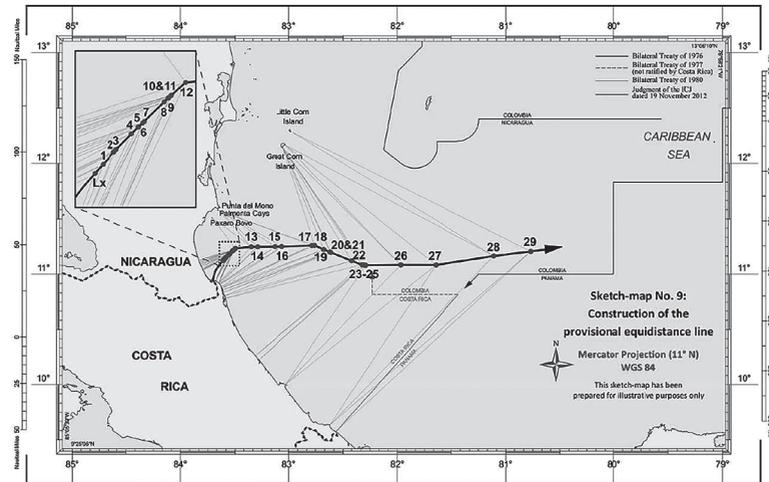


図1 カリブ海側の境界画定線

International Court of Justice, Maritime Delimitation in the Caribbean Sea and the Pacific Ocean and land boundary in the northern part of Isla Portillos (Costa Rica v. Nicaragua), Judgement. p.57.

### (3) 太平洋側の海洋境界

#### ①領海の境界画定

次に裁判所は太平洋での境界画定作業に移る。そこで、カリブ海の場合と同様に、二段階方式で領海の境界画定を行う。裁判所は、両国間の合意に基づき、太平洋での両国間の海洋境界がサリナス (Salinas) 湾の閉鎖線の中点から開始されると判断する。そして、領海の暫定中間線について、両国は、両国海岸上に一定の突出した特徴上に位置する同じ基点を選定した。しかし、裁判所は、両国によって選定された基点から出発する理由を見いだせないとして、コスタリカの海岸上のプンタ・ザカーテ (Punta Zacate)、プンタ・デスカルテス (Punta Descartes) 及びプンタ・ブランカ (Punta Blanca) 付近にあるいくつかの特徴及びニカラグアの海

岸上のプンタ・アランカ・バルバ (Punta Arranca Barba)、プンタ・ラ・フロール (Punta La Flor)、フライレス・ロックス (Frailes Rocks) 及びプンタ・スーシア (Punta Sucia) 付近の一定の特徴に基点を設定した。また、コスタリカのサンタ・エレナ (Santa Elena) 半島が、ニカラグア方向に突き出ていることから、これがニカラグアの領海を中断する効果を有するか否かが問題となったが、裁判所は、同半島はそのような不均衡を生じさせないと判断した。

#### ② EEZ 及び大陸棚の境界画定

裁判所は次に EEZ 及び大陸棚の境界画定に移る。こちらでもカリブ海と同様に3段階方式を採用する。裁判所はまず関連海岸の範囲を決定するが、ニカラグアの海岸線は比較的直線であるが、コスタリカ沿岸はニコヤ (Nicoya) 半島の存在やかなり複雑な形状をしているため、両国の主張は大きく異なっている。裁判所は、ニカラグアの海岸が比較的直線であることを考慮し、関連海岸の全長が292.7kmであると認定した、一方で、コスタリカの海岸について、裁判所は両国の主張に基づき、ニコヤ湾の凹部を除き、他の海岸の突出部を直線で結んだものを関連海岸であると認定し、その全長は416.4kmとした。そして、両国の潜在的な権原が重複する関連海域については、コスタリカの海岸がニコヤ半島によって南北で隔てられていることを考慮し、約164,500km<sup>2</sup>であると判断した。

次に、裁判所は暫定等距離線の設定に移る。裁判所は、ニカラグアの海岸が直線であるのに対して、コスタリカの海岸が複雑な形状であることを考慮し、コスタリカのサンタ・エレナ半島及びニコヤ半島上の基点を考慮し、200海里まで暫定等距離線を設定する。次に、暫定等距離線を修正する要素が存在するか否かについて検討する。この点に関する両国の主張は、次の2点で対立していた。即ち、第一は、サンタ・エレナ半島の存在がニカラグアの海岸の突出部に不衡平な中断を生じさせるか否か、第二は、ニコヤ半島の存在が、ニカラグアの海岸の突出部の不衡平な中断を生成するか否かであった。裁判所は、領海内の暫定中間線設定の際にサンタ・エレナ半島の存在は考慮しなかったが、同半島は領海を超える EEZ 及び大陸棚により大きな影響を与えるため、暫定等距離線の方向に不適切な効果を付与し、結果として、ニカラグアの海岸の突